

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

まず、委員長の引き出しの深さを感じて受けました。

どの指摘にも、想定を込めていたのかあくによろ入をさせるのが素晴らしいと

感じました。

「園が多ければ多い方がいい」と様々な文脈で使われ、すでに多い

感じました。副委員長が使われた「多い程度」は、現状の民間園の割合を

つらねた考えから、結果一部都の基準をたてクリアした園や全園面を足間が残る

園がとてつもない。一方、園が高くなるのを減らすの。議論の中で「多ければいい」と

おいて足をはかりに使われる。また、民間園に現在の公立保育園と同じ事が「とてつ」とい

う言が散見されます。それは「いっ」「どの資料」で、合意がとれましたか？

記憶にあります。

(責任、いっ言でいい。)

提出日 2025 年 4 月 24 日

氏 名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただくことがあります。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

- ・児童福祉法29条では「地方自治体は～保育所に於て保育を行なわなければならない」とし、本来は自治体へ直接保育を行なうことを想定した文章になっています。~~また~~100%それを実施するのは難しいので、私立園に委託してある訳です。会の中で「私立に頼ることも是」という意味の発言がありました。現にそうになっています。だから公立をなくしてもいいという事は、違うと思います。
- ・現状、小金井市では私立園に多くし、「強制はできない」という理由で、指導も中々行なわれなくなっています。近隣市では、市の基準としての職員配置(例として武蔵野市が1対5)を定めていたり、新規園は、園地も園舎も、市のこの地域に新規園が必要という指定をするなどの指定をしている自治体も多くあります。一方小金井市では、補助金を出しているにもかかわらず、不適切保育があった園に対して、市としての指導を行っていません。今以上に公立園が減って、市が直接責任を持つ園が減ることは、不安でしかありません。
- ・私立と公立の行政との関係性については、行政が一歩引かっていることだと思います。学校でも、私立の小中学校に何が起こっても、市の教育委員会が指導に入れません。相談に乗ってくれません。上記に書いたように、行政が責任を持つというのは、現実には、こういう事です。
- ・呼称について。一人だけ「先生」と呼ぶことば今日は多かったです。他の方には〇〇委員であるので、あくまで「先生」は望ましくはないでしょう。
- ・待機児童ゼロと公式には発表されていますが、隠れた待機児は存在します。
- ・家電と保育園を同様に論じている点について、保育実態の種々重なり、家電の

提出日 2025 年 4 月 24 日

老朽化とは全く別です。

・「公立保育園」の役割を果たしてはいるが、五園維持

氏名

連絡先

は必要である
ことを明記して
下さいという

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。………案について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

755 筆、提出してあり
ます。参考に
して下さい。

小金井市立保育園の在り方検討委員会

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

以下の資料も「意見・提案シート」として提出いたします

早急は0・1歳児クラス募集再開及び

在り方検討委員会の運営についての要望書

提出日 2025 年 4 月 24 日

氏 名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただくことがあります。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

2025年3月15日

小金井市長 白井 亨 殿

小金井市公立保育園父母の会代表
小金井市公立保育園運営協議会委員共同委員長（五園連側）

早急な0・1歳児クラス募集再開及び 在り方検討委員会の運営についての要望書

平素より子育て施策にご尽力いただき誠にありがとうございます。

また、市と五園連との間での意見交換の場を継続的に実施頂き、父母の声を直接お伝えする場を設けていただいている点について感謝をしております。

さて、公立保育園を取り巻く問題として一番の課題となっていますのが、西岡前市長が専決処分によって制定を行った『小金井市保育園条例の一部を改正する条例（以下、廃園条例）』の問題です。白井市長が誕生されるきっかけとなりましたこの問題の経緯や五園連からの意見・要望に関してはこれまでも何度もお伝えをしておりますので、詳細は省きますが、2024年2月22日の東京地裁の判決にて、「専決処分は制定に必要な要件を満たさず違法で違法な手続きによって制定された廃園条例は無効である」と示され、市も判決を重く受け止められ、判決は確定を致しました。しかし廃園条例は原告以外の第三者には有効という市の対応の下、廃園手続きが継続され、段階的縮小が続いております。くりのみ保育園父母の会、さくら保育園父母、そして五園連からは2024年4月20日に0・1歳児の早期募集再開及び廃園の撤回等を求めた要望書を提出し、早期の募集再開や令和7年度からの2歳児の募集停止を行わないことなどを求めています。それらが実現をせず、段階的縮小が進んでいることは大変遺憾であります。

募集再開が行われず、廃園に向け段階的縮小が進んでいることで、さくら保育園、くりのみ保育園ではこれまでの保育内容や行事などへの影響が生じているだけでなく、転園や引っ越しを実際に行った父母もいます。子どもたちは、廃園に向けた手続きがより進むことになる中で、園児が少なくなり、先生方も減っていく様子を敏感に感じており、保護者も今後の対応について毎日悩んでいます。また保育士の採用にも影響が生じていると認識をしており、廃園条例が撤回されていないことによって大きな影響が出ています。更には裁判で勝訴した原告のお子さんがさくら保育園に入園しましたが、同学年の子どもが一人もいない環境での保育をうけております。これらの状況に対して、現在さくら保育園・くりのみ保育園の父母7世帯12名が市の対応（①専決処分によって廃園条例を制定したこと（その被害者は勝訴した原告だけでないこと）②1年以上も廃園条例を有効としたまま募集再開を行わないことに対する市の不作為）を違法行為として新たな訴えも行われている事態となっていますが、このような状況を我々も大変憂慮しており、一刻も早く問題を解決させたいと考えております。

重ねての要望となりますが、段階的縮小の即時停止及び廃園の撤回と、廃園条例によって停止をしている年次の早期募集再開をお願い

いたします。

これまでの市の説明では、「現時点で廃園条例は原告以外の第三者に対しては無効ではなく、保育士が不足しているため、廃園方針を撤回・直ちに停止した年次の募集を行うことはできない。公立保育園に関する在り方検討委員会での答申を踏まえ、条例改正後の対応となる。またあり方検討委員会の答申は2025年5月を予定しており、その後の条例改正への手続き等を踏まえると、2025年9月に2026年度の募集を行うところから新しい条例が適用される」といった内容と理解をしております。

つまり、予定通りであったとしても、2年間は現行の廃園条例がそのまま適用をされることとなりますが、これは到底子どもたちや保護者には受け入れられるものではありません。

子どもたちにとって、幼少期の2年はとても大事な期間です。2年の間に沢山のことを学び・吸収をしていきます。子どもたちにとっての2年は取り返しのつかない2年になります。それだけでなく、転園や引っ越しをされる方、さくら保育園・くりのみ保育園に入れないことで復職や昇格を延期している方など、保護者にも大きな影響が出ています。

また、保育士体制が整わないことについては、昨年3月の運営協議会でも大きな議論になりました。そこでは組合との合意後、議会で条例が制定されていないにもかかわらず、今後の正規職員削減を想定して、14名もの正規職員が9年以上前から任期付き職員に代替されているとのことでした。任期付き職員は正規職員と同じ職責を求められますが、期間の定めがあることで、正規職員に比べて採用や業務の安定的な継続に難しい面があります。更には正規職員の採用も小金井市では厳しいというお話でしたが、今後廃園を予定している市の公立保育園に進んで希望して職に就きたいと思われる方がどれだけいるのでしょうか。このように、保育士体制が整わないのも市が廃園（職員削減）を前提とした対応を行っているからであり、少なくとも公立保育園の在り方を検討し、新たな条例が制定されるまでは職員削減を前提とした対応を改め、長期的に保育士として働けることを担保していただきたい。また上記の対応と並行した足元の対応としても、定員の一部の募集再開であれば、現時点の各園の定員に達していない募集状況に鑑み、少なくとも5園の公立保育園全体で考える問題として対応することで、2年もかけずに募集再開を行う対応は出来るのではないのでしょうか。少なくとも現在運営を行っている2歳児の保育を令和7年度から停止をしなければならない理由にはなり得ないものです。一刻も早い募集再開をお願いいたします。

市の今後の対応は、公立保育園の在り方を検討する委員会の答申をもとに方針を策定・条例を改正されるというものです。公立保育園の役割をしっかりと定義し、課題を踏まえて在り方を示していくということについては我々も必要なことと認識をしており、五園連からも2名の委員が参加をしております。小金井市の公立保育園の保育の実際を理解し、意見を述べられるのは委員の中では保護者委員のみです。また公立保育園の運営形態を含めた総合的見直しを行うにあたっては、運営協議会での当初からの覚書や見直し対象園での理解を得ることを市は表明されていたにも関わらず、現在の取り組みが行われております。在り方検討委員会の保護者委員2名は上記の通り、この問題に対する当事者であり、これまでの経緯や子どもたち・保護者の声を背負っての重責の中での参加となっていることを

改めて認識し、審議に意見を取り入れていただくよう要望いたします。

そのうえで、在り方を検討するうえでは上述の通り、足元の現状に関して十分な課題認識の下、これ以上の市民への影響・被害及び保育園の劣化・保育士の疲弊を止めることは、公立保育園の在り方を検討するうえでも必要不可欠な喫緊の課題であります。在り方検討委員会では、それらの状況の確認・議論は行われず（であれば尚の事、喫緊の課題に対しては、市は在り方検討委員会の答申を待たずとも対応をすべきものであると考えます）、委員や先の裁判の原告からの資料や、現在新たに起きている裁判の資料に関しても委員に配布されるのみで、委員会資料としての取り扱いも行われておりません。市事務局からは、募集再開についての議論は在り方検討委員会で行わないとの通知をされたとのことですが、募集再開を議論しないとは諮問にも書かれてもいない中で、市当局からそのような通知が発せられるのは大変遺憾です。短い審議時間の中でどこまで時間をさけるかという点への考慮等は理解をいたしますが、委員会で足元の課題について実態の確認すら行われていないことや、委員に配布され参考とされている資料が市民に公開されないという点は今後の審議にも影響をするものであり、直ちに改善をお願いいたします。

更には昨年4月の五園連からの意見・要望として、

「まずは小金井市公立保育園が果たしてきたこれまでの役割や利用者の声、そして今後の在るべき公立保育園の役割を踏まえ、現状の改善策も含めた選択肢を提示して頂くようお願いいたします。」とお伝えをしてきました。

この点につきましては、そもそも1年間・10回程度の会議という短期間で公立保育園の役割・課題の解決策を踏まえて在り方を提示するというのは困難なことは十分予想されるだけでなく、答申後に条例が策定されるまでの期間等にも鑑みれば、委員会に白紙で議論を委ねるものではなく、市から現状の廃園条例の課題を含む課題の提示・改善策（廃園以外の選択肢を含む）を含めた在り方の選択肢の提示が必要で、それなしに早期に条例化をすることは極めて難しいものと思われます。例えば委員会では複合施設案の意見も出ておりましたが、少なくとも答申後数か月で条例にすることは極めて困難と思われます。在り方の実質的な検討を開始したのは3月の委員会からであり、残り4月と5月のわずか2回で答申を策定するにあたっては、市は委員からの提案に対して、その実現に向けて最大限の配慮を示すとともに、審議に十分な情報や対応策の提示をお願いいたします。加えて、現在取り纏めが進んでいる公立保育園の役割及び将来的な在り方を具体化するにあたってまずは早期の募集再開に向けた対応案を示し、実施していただくようお願いいたします。

改めて、1日も早い廃園に向けた段階的縮小の停止と募集再開を要望いたします。

以下の要望項目に対する回答に関しまして、3月31日（月）までをお願いいたします。

1. くりのみ保育園・さくら保育園において停止している年次の募集につき、一刻も早い募集再開をお願いいたします
2. 条例で確定をしていないにもかかわらず、運営形態を見直す前提で保育士削減を行っている現状の対応を改め、長期的に保育士として働けることを担保していただきたい。
また上記の対応と並行した足元の対応として、現状において園児が定員に達していない募集状況等に鑑み、また5園の公立保育園全体で考える問題として対応することで定員

の一部でも早期の募集再開を行っていただきたい

3. 在り方検討委員会の保護者委員2名は、上記の通りこの問題に対する当事者であり、これまでの経緯や子どもたち・保護者の声を背負っての重責の中での参加となっていることを改めて認識し、審議に意見を取り入れていただくよう要望いたします。特に保護者委員が要望している足元の課題について実態確認や、委員に配布され参考とされている資料が市民に公開されないという点は今後の審議にも影響をするものであり、直ちに改善をお願いいたします

4. 小金井市公立保育園が果たしてきたこれまでの役割や利用者の声、そして今後の在るべき公立保育園の役割を踏まえ、市は在り方検討委員の求めに応じ、現状の改善策も含めた選択肢を提示してください

その際、市は委員からの提案に対して、その実現に向けて最大限の配慮を示すとともに、審議に十分な情報や対応策の提示をお願いいたします。加えて、現在取り纏めが進んでいる公立保育園の役割及び将来的な在り方を具体化するにあたっても、まずは早期の募集再開に向けた対応案を示し、実施していただきたい

5. くりのみ保育園・さくら保育園において専決処分前の状態に戻るまでの間、保育内容や保育園の運営への影響を最小限にとどめるよう対応をお願いします。

今後も対市懇談会や運営協議会等を通じて市との連携を強化し、公立保育園の在り方検討委員会におきましても、利用者の声をきちんと届けていきたいと考えております。そのためにも、上記に関する理解や認識の違いのないよう、本件のご回答につきましても、ご理解・ご検討のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

小金井市立保育園の在り方検討委員会

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

委員の発言が、とても攻撃的で、発言が強く、断りて
いて胸が苦しくなりました。もう少し、お互いの立ち位置の
ちがいを伝え、^{てはめつた}マウとそと子よな言い方も、とても苦し
い会議だと思いました。市民であり、有識者である
はがです。小金井市の課題を皆で考えていこうという
ことですよね。いかな、児童福祉に関わる事柄です。
誰も公平な中で、民間は×だと~~思~~^{せん}思っています。
感情的にならずに、冷静な話し合いを望みます。

「民間との連携」を強調されているが、なぜ民間代表2名
が途中辞任したのでしょうか？しかも、小金井市^の保育行政^の批判
目~~の~~×~~を~~を提出していますよね。今日の話し合いに民間側も^そは^はか
わっていませんが、連携すれば全てOKみたいな結論を出している

提出日 2025年4月24日 のでしうな? ~~×~~ 宛へ

氏名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目6番3号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

※ 今回の あり様 ^{9/25} の 意見シートとして、会議直前に ^{手した} 署名 ^{7/28} の 要望を直接手交したとしま
した。 ~~副委員長 中島エム~~ ~~前副委員長 中島エム~~
が一時 ^{担当} 預りという形になっています。是非とも
^{相対} 意見シートとしての取り扱いはお願いいたします。

また、副委員長の ~~市立保育園~~ の 最前園教に
ついでに ^前 園長から、あすびの中で、専任外方として
しまった。西側 ~~市立~~ のもとに作られた ^前 の ~~園~~ 園
長 ^前 が、「行政の知見を駆使して検討されたとい
ふあたり精度の高い内容であり、ここには問題がある
とは言えない」の一文には、大きな疑問があります。当時
なら、つばさに議会での経緯を見守って立ち者にとって
あまりにも、根拠のない断定であると思います。やむ
を得ず、当時の議論の中で、行政が示した、新しい市財
政の負担軽減...とある財政シミュレーションがあまりに
ずさんで、議論の余地もない穴のある財政関連の
資料だったことは、当時の議事録や、当時の当該
資料を見ていた人々には、「問題があるとは言えない」とは
言えないと考へます。...いかに考へてしやうか? できやう
なら、直接やりとりができた方がいいなと思いました。

※ PS
市立保育園

乱筆でごめんなさい!!

市立保育園の在り方検討委員会 委員長 普光院重紀様

要 望 書

2025年4月24日

公立保育園を市民の財産にする会 代表

連絡先:

私たちは、前市長による違法な専決処分（2022年9月）以前に示された公立保育園5園中3園の段階的縮小と廃園方針案（2021年7月）を問題と感じ、園舎老朽化や財政難のため1園たりとも廃園にさせない、5園を存続させたいと願い、足かけ4年活動してきた市民グループです。

昨年6月から始まった費委員会は、そもそも「専決処分は違法、廃園条例は無効」の判決を歪曲して、原告の子ども一人だけを入所させるという小金井市の間違った行政措置に端を発しています。判決を受け園児募集の再開を望む原告以外の多くの保護者に対して、市は「委員会の答申を待ってから」の一点張りです。現在、思い余った保護者12名が、「違法で無効な廃園条例による園児募集停止で不利益を受けた」として、市に対し集団訴訟を起しました。名付けて「小金井公立保育園廃園 怒りの保護者訴訟」は、6月5日に第3回公判を予定しています。

このような状況の中で、私たちは欠かさず傍聴を続け意見シートを出してきました。委員会も8回を重ね、答申の骨子案が示された2回目の市民ワークショップも終わり、答申の取りまとめ作業が本格化するのを機に、色々な意味で大変苦勞された委員長はじめ委員の皆さんに、以下強く要望します。

- ① 福祉施設として保育所保育指針に基づいた保育を実施する中でも、市立保育園には公ならではの役割があること。
- ② 委員会で議論された市立保育園に求められる4つの役割を達成するために、公立保育園が質量ともに不足していること。
- ③ 基幹園として民間園とも連携をして小金井市の保育を支え、向上させていくためには、委員長の第8回での発言通り、五園の維持は必要不可欠であること。
- ④ 小金井市では園庭のある保育園が少なく、また配慮が必要な児童へのケアについては絶対数としても不足をしていること。

以上①から④の内容を確認して、公立保育園がその役割を果たしていくために、五園維持が必要であることを明確にした答申にしてください。

@上記の内容に賛同します。

氏 名	住 所

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

4月24日 あり 俵 俊 郎 直後に、ミーティング提出していたため、今でも、会議の攻撃的な空気感からバックのほうに引いた人、胸がザワザワします。体の不調が起きることを承知。当日しかり、読み込みながら会議資料の中をうろつた、意見のへま、(特定個人の誹謗中傷、非難はありせん... 非難判明意見はありせん)

④ 資料68... 各委員の答申案第3条に対する意見照会案との

P4~P6 委員 副委員長

全体的に、事務局がとりまとめた第3条に知り、副委員長として持論を展開されていると見受けられる、答申案第3条のどこに対して「修正、追加、削除案」なのか、判然としません。この持論の内容は是非ともよく、何意説か直しても、かなりの不明点があり、副委員の最終文(P68(目)5)のおおむね、「当委員会としては、今までの委員会の議論と踏まえ、合理的に市立保育園の園教を定めるべきである。」の... へま、... の箇所は、副委員長としての責任の重さを示している。この時点で、ありとて、園教を明確にする必要は述べられておられる。一方で、3の園教の決定について(P526~218)の最終文意は、「行政には... 最終とすべきは園教を提案してほしい。」と、委員会としての園教決定を降伏してしまっている。

A. について、(1)第3条の高士(1)×(2)第3条の高士(2)と教式で示され、(1)内は、(1)について、教式で示される性質のもの、(2)内は、(1)×(2)の指標が高士とあり、(1)の指標として表現される。加えて言えば、公保保育園や市民園の存立判断が、(1)と(2)の指標で生じているとみられる。よって、公保保育園存続や市民に問題があるわけではなく、東武線での判断とくに受けとめ、(1)と(2)の指標は成立している(手続上の違法)なので無効といふ。自明の理に、行政執行(歴史募集の再考)とすれば、このようにおぼしめし、(1)と(2)が生じたと考えています。

※裏へ

提出日 2025年 4月 30日

氏名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文(ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。)を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

(送付先) 小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目6番3号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

意見・提案シート

提出日

2025 年 4 月 29 日

氏 名

連絡先

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

(送付先) 小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

資料 70 の「役割対応」職員の配置について疑問に思いました。

五園の場合でも二園の場合でも、各園の「役割対応」職員は 4 人になっています。

・五園の場合、各園 4 人×5 園=20 人の「役割対応」職員が市内に配置される。

・二園の場合、各園 4 人×2 園=8 人の「役割対応」職員が市内に配置される。

ということです。

たとえば、公立保育園が市内に 2 園になった場合、基幹園となる各公立保育園一園が受け持つ民間園の数は、5 園の場合より当然多くなります。

資料 70 を見ると、2 園の場合でも市内に 8 人の「役割対応」職員がいれば対応できる、ということがわかります。

そうであるならば、5 園維持の場合には、基幹園が受け持つ民間園の数は 2 園の場合より少なくなるので、20 人も「役割対応」職員がいる必要はありません。

市が以前出していた資料 63 と合わせて考えると、園数が変わっても各園の「役割担当」職員の数が変わらないのはおかしいのではないのでしょうか。

「役割対応」職員が市内に 8 人いれば機能するのであれば、なぜ五園維持の場合 20 人も「役割対応」職員が必要になるのでしょうか。20 人いなければ機能しないのであれば、二園になった場合には一園当たり 10 人の「役割対応」職員が必要になります。

そもそも各園に 4 人という基準の根拠がどこにあるのか、なぜ 4 人という人数になったのかよくわかりませんでした。

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

★子育て支援拠点について

児童館は、小・中学生をもち親のためにあるべきという考えに賛成です。小・中学生の子どものことを育てていけるか、乳児幼児の頃とは全く違う悩みや求めの支援があり、それとても大事に"と思っています。

乳児幼児は乳児幼児の育てに対する専門家、

小・中学生には小・中学生の育てに対する専門家、で"すみ分けされる事を願っています。

★また、「公立だから残さなければ」、「質が安定している、ニーズのある人気園を残さなければ」という点には、充足率で表れているを"思いまので、こうしたいに"じまに"と思っています。

提出日 R7 年 4 月 24 日

氏 名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただくことがあります。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

この委員会は、子どもにとって最善の保育環境とは何かを話し合う会だととらえています。

公立園を減らすことが最善だとはどの委員もおっしゃってこなかったと思いますが、減らした場合の予算シミュレーションが資料に加わっていて面食らいました。

財源が厳しいことが前提として議論がされていますが、そもそもそれは適正な判断なのか。小金井市民は、子どもに予算を振り分けることをあきらめなくてはいけないのでしょうか。

委員のみなさんの貴重な議論から、市長がなにを判断をするのか注視しています。

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

前半、各委員の方々が順番に発言された中で、公立園は耐震性に問題がなくとも施設が古くて危ない、預ける親には危機感がないのかという主旨のものがあリ、聴いていても傷つきました。地震の際の人的被害は建物の倒壊にすぎはありません。ビルの一室が保育園の場合、園庭があれば外の避難場所はありません。陥没した道路、コントロールを失った車、垂れ下がった電線、割れた大量のガラス片、室内にいてもたくさんの物が飛んできます。このような状況が一瞬で子どもたちの目の前に広がるのです。

委員として議論に熱量をかけるのは構いませんが、発言にはある程度の正確性と、廃園問題という当事者にされた保護者への配慮をも、といたすべきだと思います。役のついている方が不安を煽るのはよくないと思います。

意見シートには誹謗中傷は書くなと言いつながら、委員にはどのような発言も認められているのでしょうか。当事者が傍聴していてどのように感じたのか、ぜひ委員の方々に考えていただくべきだと思います。これ以上、廃園問題で悲しい思いをさせないでください。もう十分です。

提出日 2025 年 4 月 29 日

氏名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただくことがあります。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

小金井市立保育園の在り方検討委員会

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

要望書を別紙にて提出いたします。

提出日 2025 年 4 月 30 日

氏 名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただくことがあります。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

小金井市長 白井亨殿

2025 年 4 月 30 日

小金井市立くりのみ保育園父母の会会長

小金井市立さくら保育園父母の会会長

早急な園児募集の再開についての要望書

平素より子育て施策にご尽力いただき誠にありがとうございます。

3 月 15 日に小金井市公立保育園父母の会（五園連）にて開催された懇談会におかれましては、お忙しい中貴重な意見交換の機会を賜り誠にありがとうございました。

さて、小金井市では、2021 年に市が市立園 3 園の廃園方針を公表し、翌年市内 5 園のうち 2 園を廃園にする条例改正案が市議会に提出されました。

この間、私たち保護者は子どもの保育環境が急激に変わり、段階的縮小という手法により子どもの居場所が徐々に奪われることへの強い不安を感じ続けながら子育てをせざるを得なくなりました。

このような状況の中、各園の父母会や小金井市公立保育園父母の会（五園連）からは、様々な意見要望を行ってまいりました。また市主催の説明会などで廃園方針の撤回や段階的縮小に関する問題点を指摘してまいりました。

しかし、誠に残念なことに現在の状況は私たち当事者の声を聞き入れていただいたうえでの取り組みであるとはとても思えない対応であると感じています。

本要望書は、段階的縮小により不安を感じながら日々を過ごしている保護者の声を率直にお伝えすることで、子ども達が本来あるべき保育環境で保育を受けられるよう、そして保護者が安心して子どもを預けられる元の姿に戻れるよう、早急な園児募集再開を求めるものです。

以下に保護者の主な声を紹介いたします。

- ・入園させた時の募集要項では異年齢保育を謳っていたのに、それができていないことの怒り、悲しみを感ずます。本来であれば、子ども達は 0,1 歳児をみて、自分もこんなに小さかったんだと考える機会があり、小さい子に対して自分ができることを考えながら成長する機会を与えられたはずですが、それが完全に失われてしまっています。
- ・せっかく広い園庭があるということもやはりアピールポイントかと思います。さくら保育園では、園庭のない民間保育園に園庭開放を行っており、園庭の有無は保育環境において重要な要素になっていることが分かります。自園に園

庭があれば、子ども達は慣れたおもちゃで連日遊べます。特に発達段階の小さい子にとっては、毎日同じ環境で過ごすことが安心感に繋がり、新しい環境への興味関心が広がるのです。また、天気の変化、お手洗い、不審者への対応などの点からも先生方の負担軽減にもなります。

・廃園問題に関する市からの情報が少なすぎたことと、わかりやすい説明がなかったことにより、父母が自分たちで情報を得るためにたくさんの時間を使わなくてはならず、結果的に父母会活動の時間の大半が廃園問題への対応に割かれ、本来の円滑な活動ができなくなりました。

そのため、父母会主催の行事の縮小や参加率の低下につながり、最終的には子ども達へのしわ寄せとなり、本来子ども達が経験できたはずの体験が少なくなりました。

・下の兄弟が生まれてから、廃園対象園に通わせている兄は、「〇〇ちゃんのマークはこれね」と画用紙に書いて大事に自分の宝物ボックスにしまっています。「さくら保育園に入ったら廊下に貼ってもらおう」と、当然入園できるものと信じています。今までの市の対応や進め方に全く納得できていないため、親としてどのように説明したらよいのかわかりません。少子化が進めば公立園を廃園にするだけでは問題の解決にはならないことはわかりきっているはずです。段階的縮小が本当に今必要なのか、この方法しかないのか、当事者の人生にマイナスの影響を与え続ける手法は一旦ストップし、市民や保護者、子どもの声をきちんと聞いてほしいです。これ以上、悲しい思いをさせないでください。

・小学校に入学した上の子は、下の子のお迎え時にさくら保育園の園庭に咲いている桜の木の下で実を拾ってきました。帰宅すると庭に大切に埋め「こうすれば、いつでもさくら保育園を思い出せるでしょ」と言っていました。子どもにとって保育園は、ただの場所として存在しているのでもなければ、卒園できればそれでよいという場所でもありません。自分たちの成長と思い出がつまった大切な場所です。

・下の子が生まれましたが、募集がないために保護者の育児休業期間を延期せざるを得なくなりました。経済的にかなりの打撃ですが、上の子と下の子を別々の園に送迎しながらフルタイムで勤務することは難しく、新しい環境に慣れることに時間がかかる上の子を転園させることもできませんでした。

下の子がこのまま募集停止により入園できなければ、本来必要なかった保活に時間を費やさなければなりません。市民や保護者の声を聞きながら進められた計画であるなら理解する余地もありますが、市が強引に進める廃園問題により、私たちは子どもと過ごす時間と体力をたくさん奪われ、挙句の果てに保活までしなければならない状況に置かれています。

・下の子が募集停止のため入園できなかったお友達是他園に転園しましたが、新しい環境に馴染めず、一年以上たった今でも夕方までの保育を受けられる状態ではありません。当然、保護者の仕事に支障が出ています。段階的縮小が子どもへの影響が最も少ないと説明していたのは市ですが、子どもへの影響をきちんと検証せずに進めたことで、子どもの人生に取り返しのできない影響が出ています。

・市は保育士不足を主張していますが、去年までくりのみ保育園には2歳児クラスと3-5歳児クラス×3の4クラスがあり、それが維持できる保育士がいたはずで、少なくとも2歳児の募集再開ができない理由に保育士不足はあて

はまりません。父母への説明もなく、なし崩し的に募集停止を進めることには納得できません。

・クラスのお友達に妹が生まれましたが、募集がないため同じ園に入れず、2 園への送迎が困難なので別の園に転園してしまいました。子どもは今でもそのお友達がなくなってしまつて寂しいと言っています。

・近所(東町)に 0 歳児、1 歳児がいるご家庭がそれぞれありますが、くりのみは募集なし、無理なく通える距離の保育園には入れずということで、どちらも武蔵野市の保育園に通っています。小学校への進学を考えると、小金井市の保育園に入りたいという希望はありますが、現実的に通える/通わせたい保育園がないそうです。待機児童数には表れないこのような状況を市は把握されていますか。

保護者からの声にもあるように、今年度の 2 歳児クラス募集停止については、昨年度までくりのみ保育園にもさくら保育園にも 2 歳児が在籍していたにも関わらず進められている現状が、廃園に向かうための意図的な手法のように感じられてなりません。

段階的縮小が本当に今必要なのか、この方法しかないのか、議論は十分にされず結論もでないまま前市長の専決処分により突如として始まってしまった今の手法は一旦止めていただき、これから的小金井市の保育について在り方を示すとともに、現在保育園に通っている子ども達の利益を最優先に考えた政策を示していただけることを強く要望いたします。

また、私たち保護者は、子育ての忙しい時間を犠牲にしながらいり方検討委員会（以下、「ありけん」と表記）への委員参加及び傍聴を続けてまいりましたが、私たち廃園対象園とされている 2 園の保護者には設立当初から 5 園残すことは難しいという前提ありきの進め方に懸念を抱いています。

5 月 15 日に答申が出るスケジュールとのことですが、時間切れや回数制限、また話題の脱線等により公立保育園の在り方について十分に議論を尽くされているとは言い難く、このまま答申が出ることに不安を感じています。

たとえば、市民参加で行われた 2 回のワークショップでは、民間園に通わせている保護者からも一般市民の方からも公立保育園は 5 園維持することで担う役割を果たせるのではないかと。また地理的に見ても 5 園維持することが望ましいという意見が多く出ていました。

「ありけん」では、委員として選出された方々の意見だけではなく、市民の意見を含めた広い視点から議論することになってはいます。しかし、ワークショップで「5 園維持」という意見が市民の多くから出されたにも関わらず、前回のワークショップの報告等でもその点への言及と共有はありませんでした。

取り進めの説明ではワークショップの意見も取り入れるとしながら、正副委員長及び保護者委員以外の方は、ワークショップを傍聴されていません。主な意見・内容の共有がされないまま議論が進むのは本来「ありけん」が目指す協議の姿とは異なっているのではないのでしょうか。

改めて、残り 1 回ではございますがワークショップで出た市民意見を取り入れたうえでの多角的で有意義な議論となりますことを切に望んでおります。

子ども達にとって一年間というのはとても長く、そして発達過程から見ても非常に重要な意味をもつ期間であることはご存知のとおりかと存じます。

くりのみ保育園及びさくら保育園で新しい友達と過ごせる日を信じながら待っている子ども達のために、そして、これから市内で子育てをする若い仲間たちが安心して子育てできる環境を残すために、0歳児から年長児までがともに生活する本来の保育園の環境に戻すべく早期の募集再開をしていただきますようお願い申し上げます。

本要望書は、要望内容について従来のような回答をいただくことが目的ではありません。

速やかな募集再開をするために市としてどのような対応を行う予定なのかについて、具体的かつ明確な回答を賜りたく本要望書を提出いたします。

ご回答につきましては、5月26日（月）までにくりのみ保育園父母の会、及びさくら保育園父母の会宛にご送付のほどお願い申し上げます。

以上